**韓国における執行官制度の現況と課題**

**李 在 奭 (大韓民國 法務法人 明渡 明渡硏究所長)**

|  |
| --- |
| Ⅰ　はじめに  Ⅱ　執行官制度概観  Ⅲ　執行官の主要な職務  Ⅳ　不動産明渡執行制度の正常な機能のための提言  Ⅴ　執行官を試験で選抜する制度の導入  Ⅵ　おわりに |

**Ⅰ はじめに**

民事執行関係は国家機関である執行機関と執行手続きに関与する執行当事者である債権者と債務者の三面的法律関係であり、民事執行の主体は執行機関と執行当事者であるといえる。韓国における民事執行の執行機関は、所管事項により➀執行官、➁執行法院(単独判事と司法補佐官)、➂ 第一審法院、➃ その他の執行機関と多元化されている。韓国民事執行法第2条(執行実施者)は 「民事執行はこの法に特別の規定がなければ執行官が実施する」と規定している。また民事執行機関が執行法院である場合には「法院」と表示している。発表者はソウル南部地方法院で事務局長として勤務し、2018年12月に名誉退職した後、2019年1月から2022年12月までの4年間執行官として勤務し、2023年1月からは法務法人明渡という小さな法律事務所で、明渡収去執行の執行当事者のために法律的または事実的な助言・助力等を行っている。

以下では韓国執行官制度の全体的な様子と執行官の所管事務を概観し、執行機関としての直接経験と執行当事者としての間接経験を活かし、韓国執行官制度が直面している主要な課題及びその解決方案に対する所見を簡略に披歴しようと思う。

**Ⅱ 執行官制度の概観**

**１　設置根拠**

法院組織法第55条(執行官)は、「①地方法院及びその支部に執行官を置き、執行官は法律で定めるところにより所属地方法院長が任命する。②執行官は法令で定めるところにより裁判の執行、書類の送達、 その他の事務に従事する。③執行官はその職務を誠実に遂行することを保証するため、所属地方法院に保証金を支払わなければならない。④第三項の保証金及び執行官の手数料に関するは大法院規則で定める」と規定している。上記法院組織法第55条により執行官に関する事項を定めるため「執行官法」が制定された。

　上記法院組織法第55条第3項の 「保証金」に関して大法院規則である 「執行官規則」第5条第1項本文は「執行官は法院組織法第55条第3項の規定により保証金として5,000万KRW〔約520万円〕を所属法院に納付しなければならない」と規定しており、上記法院組織法第55条第4項の「手数料」に関しては大法院規則である「執行官手数料規則」が規律している。

**2　任命、定員と任期**

イ　任命

執行官は、10年以上法院主事補、 登記主事補、 検察主事補または麻薬捜査主事補以上の職級で勤務した者のうちから、地方法院長が任命する(執行官法第3条)。各地方法院長は執行官規則の別表(執行官人員表)が定める人員の範囲内で執行官を任命する(執行官規則第2条第1項)。

　執行官の任命と関連して、各地方法院は「執行官任命に関する例規」(大法院行政例規第11173号)を根拠として内規「執行官任命に関する指針」を制定し、施行している。各地方法院長はその地方法院に設置される執行官資格審査委員会の審査点と法院長の総合評価点を合算して高得点者から順に毎年1月1日付と7月1日付で執行官を任命する。各地方法院の執行官資格審査委員会は、①職級、②退職当時の職級の在職期間、③総在職期間、④年齢、⑤執行官としての業務遂行能力の各項目別に所定の配点基準に従い点数を付与する(執行官任命に関する例規第3条第1項)。

一方、2019年から送達業務を主として担当する専門執行官である「送達事務執行官」制度が導入され、施行されている(執行官規則第2条第2項、執行官任命に関する例規則第3条第2項等)。送達事務執行官は各地方法院長が別の配点基準により執行官資格審査委員会の審査点数と法院長の総合評価点数を合算して高得点者から順に任命している。送達事務執行官を任命するにあたってはその任命申請当時までに送達事務を処理した経歴を最優先で考慮しなければならない(執行官任命に関する例規第3条第2項)。執行官資格審査委員会は、➀総在職期間、➁年齢、➂執行官としての業務遂行能力の各項目別に所定の配点基準にしたがって点数を付与する(執行官任命に関する例規第3条第2項)。

ロ　定員

執行官の定員は大法院規則で定められており(執行官法第4条第1項)、各地方法院長は大法院規則である執行官規則の別表(執行官人員表)が定める定員の範囲内で執行官を任命する(執行官規則第2条第1項本文)。2024年2月1日現在、上記 「執行官人員表」により全国18か所の地方法院本院とその傘下の42か所の支部で450名の執行官が配置されている。総人員450名のうちで女性は15名であり、送達専門執行官は32名である。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 韓　国 | | | 日　本 | | |
| 総人員 | 女性 | 送達専門 | 総人員 | 女性 | 送達専門 |
| 2011年 | 347 | 未確認 | 0 | 530 | 0 | 0 |
| 2012年 | 未確認 | 504 |
| 2013年 | 378 | 37 | 480 |
| 2014年 | 36 | 443 |
| 2015年 | 432 | 35 | 400 |
| 2016年 | 36 | 370 |
| 2017年 | 25 | 338 |
| 2018年 | 18 | 318 |
| 2019年 | 450 | 15 | 12 | 286 |
| 2020年 | 11 | 24 | 270 |
| 2021年 | 7 | 32 | 259 |
| 2022年 | 11 | 258 |
| 2023年 | 11 | 未確認 |
| 2024年 | 15 | 未確認 |

首都圏に所在する法院に関してみてみると、①ソウル特別市を管轄する5か所の地方法院に57名、②京幾道北部地域を管轄する1か所の地方法院(議政府地方法院) 本院に16名、その傘下の2か所の支部(高陽支部·南楊州支部)に28名、③仁川広域市を管轄する1か所の地方法院(仁川地方法院)本院に33名、その傘下の1か所の支部(富川支部)に13名、④京幾道南部地域管轄する1か所の地方法院(水原地方法院)本院に25名、その傘下の5か所の支部(城南支部·驪州支部·平沢支部·安山支部·案養支部)に49名が任命され勤務している。

ハ　任期と定年

執行官の任期は4年であり、延長することはできない(執行官法第4条第2項)。 執行官の定年は61歳とされその定年に達する日が1月から6月の間にある場合には6月30日に、7月から12月の間にある場合には12月31日退職する(執行官法第4条第3項)。執行官が任期中に定年に至ると、任期中であっても定年として当然に退職する。

**3　身分、教育、監督と懲戒**

イ　身分

大法院行政例規第270号は執行官の地位ないし身分に関して、「執行官法第2条が規定する事務に従事する独立した単独体の司法機関として、法院、法官または司法補助官の補助機関ではなく、国家または法院から本給を受けず、委任当事者から手数料を受けるが、国家の強制執行権という公権力を行使し、営利業務と兼職を禁止する国家国務院法第64条及び法院公務員規則第88条の適用を受ける」と規定されている。

国家機関(司法機関)である執行官は実質的意味において国家公務員ということができる。執行官は営利業務の兼職禁止とその他の兼職制限に関する国家公務員法第64条、法院公務員規則第88条の適用を受け(行政例規270号)、執行官がその職務を遂行するにあって注意義務に違反して損害を与えた場合国家はその被害者に国家賠償法第2条により損害を賠償する義務があるためである。執行官として当然に知っていなければならない関係法規を知らなかったり、必要な知識を有していなかったり、調査を怠り法規の解釈を誤る等したことにより、他人に損害を与えれば不法行為が成立する。執行官法は、執行官が一定の場合にその職務を遂行できないと規定しているが(細則、執行官法第13条)、忌避や回避に関する規定は置かれていない。

ロ　教育

執行官は大法院規則で定めるところにより職務遂行に必要な教育を受けなければならない(執行官法第18条)。執行官は執行官任命予定者として確定される日から1年以内に法院公務員教育院で実施する教育を受けなければならず(執行官規則第27条第1項)、この教育課程を執行官新規課程という。法院公務員教員院は、①執行官新規課程(2024年の場合6月12日から6月14日及び12月11日から12月13日)、②執行官実務課程(2024年の場合、7月10日から7月12日)、③ 執行官研鑽課程(2024年の場合、12月4日から12月6日)の3つの課程を開設して運用している。執行官研鑽課程で扱われる主題とその論議の結果は、法院公務員教育院が毎年「執行官研鑽集」として発刊している。

ハ 監督

執行官は所属地方法院長が監督する(執行官法第7条第１項)。司法法院支部の管轄区域の執行官については、支部長が地方法院長の命を受け監督する(執行官法第7条第2項)。地方法院長は所属判事のうちから執行官の監督に関する事務を担当する1名または数名の監督官を指定しなければならず、所属支部のうちから監督官を補佐する者を指定することができる(執行官法第7条3項)。執行官監督官は所属執行官に対して毎年1回以上執行官の業務執行状況を監査しなければならず、必要と認めた時は随時監査を実施する(執行官規則第6条第1項)。執行官監督官は業務監査結果を遅滞なく所属地方法院長に報告しなければならず(執行官規則 第6条第2項)、地方法院長は業務監査結果違反事項がある執行官に対して該当法規により相当な処分をし(執行官規則第6条第3項)、その監査結果を遅滞なく大法院長に報告しなければならない(執行官規則第6条第4項)。

ニ 懲戒

司法法院長は、執行官が①執行官法及び執行官法に基づく命令や規則に違反したとき、②職務上の義務に違反したり職務を怠ったりしたとき、③職務と関連するか否かに拘わらず、公職上の体面または威信を傷つける行為を行ったとき、④業務執行と関連して事務員に対して監督上の過失があったとき、⑤相当な理由なく大法院規則が定める教育を受けなかったときには、執行官懲戒委員会に懲戒決議を要求し、執行官懲戒委員会の意見に従って懲戒処分をしなければならない(執行官法第23条第1項)。懲戒には①譴責、②200万ウォン〔約22万円〕以下の過怠料、③1か月以上1年以下の停職及び④免職がある(執行官法第23条第2項)。懲戒処分に減俸処分はない。

**4　 専門執行官制度の導入**

執行官事務の効率的処理のために「執行官の職務のうち一定分野を主とした業務を処理する執行官」(専門執行官)を任命できるようにする制度が導入された(執行官規則第2条第2項)。専門執行官は特定分野を主たる業務とする執行官というだけであり、特別な資格により任命される特別な類型の執行官ではない。

一部の地方法院では執行官任命に関する例規(大法院行政例規第1173号)第3条第2項を根拠に2019年7月1日付で送達事務を主たる業務とする専門執行官(送達専門執行官) 12名をまず任命し、2024年2月1日現在では32名の送達専門執行官が一部の地方法院の執行官事務所で勤務している。

**5　全国法院執行官連合会**

執行官相互間の親睦を深め執行官業務の全国的統一を図るべく全国法院執行官連合会が結成されている。この連合会では業務処理基準（案）を設けたり、業務に関する資料集を発刊したりしている。

**6　執行官事務所の運営**

イ　執行官事務所の設置

執行官は所属する地方法院の管轄区域で地方法院長または支部長が指定する所で事務所を設置しなければならない(執行官法第8条第1項)。特定の地方法院又はその支部に所属する執行官はひとつの執行官事務所を構成し、特定の地方法院の本院と支部に所属する執行官定員は執行官合同事務所を構成することができる(執行官規則第20条第2項)。このほか同じように構成される執行官事務所は「代表執行官」(執行官法第8条)と「執行官事務所規約」(執行官規則第20条)を両軸として運営されている。

ロ　代表執行官

執行官事務所では代表執行官を置かなければならない(執行官法第8条第2項)。代表執行官は執行官事務所に所属する執行官を代表して事務所の運営に関する業務を所管する(執行官法第8条第4項)。代表執行官は所属執行官と執行官事務員の服務等に関する機関長としての役割を担い(執行官規則第3条、第25条)、執行官事務員に対する採用権、事務分担権、評定権及び懲戒権等を有し(執行官規則第21条、第23条、24条)、自身で執行費用等の予納金を電算管理するべく地方法院長の許可を受け金融機関の取扱店を指定しなければならない(情報処理システムについての執行官事務処理規則[大法院規則第2114号]第6条第2項)。そのほかにも代表執行官は当該事務所に配転された執行事件の処理と関連して各種管理・監督責任と保護義務等を負う。

ハ　執行官事務所規約

執行官事務所の運用に必要な事項は自治規範である規約(執行官事務所規約)として定められる。執行官事務所規約を定めたり変更したりするときには所属地方法院の長の許可を受けなければならない(執行官規則第20条第1項)。執行官事務所規約では 「①名称と所在地、②構成員に関する事項、③代表執行官等人員に関する事項、④事務分担に関する事項、⑤収入と分配に関する事項、⑥事務員の定員、報酬、昇級、異動及び懲戒等に関する事項、⑦執行官合同事務所を構成しようとする場合それに関する事項、⑧その他必要な事項」 等を定めなければならない(執行官規則第20条第3項)。ただし、代表執行官を除く総務執行官、監査執行官、研究執行官等の役職に関する事項(上記③)は事務所の規模等により別途定める場合が多い。また執行官合同事務所の場合、収入の分配に関する事項(上記 ⑤)を一部の事務所とは異なるように定める場合もある。

**7　執行官事務員**

執行官事務所では執行官の業務を補助するために事務員を置くことができ(執行官法第8条第3項、執行官規則第21条第1項)、執行官事務員の数、資格基準及び遂行業務等に関する事項は大法院規則で定める(執行官法第8条第4項)。事務員は所属地方法院長の許可を受け代表執行官が採用する(執行官規則第21条第2項)。事務員の任期は4年、定年は60歳である。任期満了で退職する場合、再採用することもできる(執行官規則第21条第5項)。事務員の地位については、公務員ではなく国家機関に採用された特殊契約職で期間制勤労者とみるのが一般的である。執行官の職務中は「付随的事務」を処理したり執行官の職務遂行を補助することができるだけであり、「本質的事務」を代わりに行うことはできず、執行官の職務を独立して遂行することはできない。

新規採用または再採用される事務員は、1年以内に法院公務員教育院で実施される教育を受けなければならない(執行官規則第27条第2項)。事務員は法院一般職公務員に準じて報酬を支給される(執行官規則第22条第1項)。事務員の勤務時間、休暇等服務に関する事項は、その性質に反しない限り法院公務員に準ずる(執行官規則第25条及び第3条)。執行官の職務はその役割がとても多様であり、専門的知識と経験が要求される業務も少なくないので、執行官を補助する事務員の法的地位、職務範囲及び教育等を法的に強化していく必要がある。

**8　収入とその分配**

イ　手数料と費用

執行官は国家から本給を受けず、私人（当事者）の委任または国家機関(法院・検事)の命令により、取り扱う事件に関して法定の手数料と費用を受ける。もっとも、当事者から委任された事件(委任事務)について手数料と費用を受けることもできるが、法院または検事の命令による事務(義務的事務)を処理する場合には原則的に費用を受けることができるのみであり、手数料を受け取ることはできない(執行官法第6条及び第20条本文)。例外的に義務的事務のうち「罰金、過料、過怠金、追徴、または公訴に関する訴訟費用の裁判の進行と没収物の売却」についての職務に関しては手数料と費用を受ける(執行官法第20条但書)。

執行官は定められた手数料を超過して徴収したり、特別な報酬を受けることはできず、法院事務官等が執行官の職務を代行する場合の手数料は国庫収入からなされる(執行官法第19条第2項及び第3項)。執行官の手数料は「執行官手数料規則」に定められおり、同様の規則第20条乃至第22条により支給される。

ロ　収入の分配

執行官の手数料は①不動産売却手数料、②不動産現況調査手数料、③強制執行(留置動産執行、不動産明渡・収去執行、仮処分の執行等)手数料、④送達手数料に大別することができる。各執行官事務所は 一般的に毎月の事務所の手数料の総額から費用を除いた残りの金額を所属執行官に均等に分配する制度を施行している。これにより手数料の総額から費用を除いた残りの金額を執行官の数で分けた金額につき、執行官事務所毎に執行官の収入が異なる現象が発生している。このような不均衡は大法院が執行官規則別表(執行官人員表)を改正する方法でだけ調整が可能な状況である。

**9　執行官統合システム**

大法院は執行官が担当する事務を情報処理システム(コンピューター)により処理することができるようにするために「情報処理システムによる執行と事務処理につての規則」、「情報処理システムによる執行と事務処理指針」(例規)を制定し、これを根拠に法院行政処(日本の最高裁判所事務総局に該当する機関)電算情報局が「執行官統合システム」を構築した。執行官は執行官統合システムを利用して事件管理、事件処理、予納金等の会計管理、情報照会等の執行官の職務に関する、ほぼすべての業務をコンピューターで処理している。特に強制執行に関する調書作成、現況調査報告、送達結果報告等の業務はその事件を処理する執行官事務所の各執行官や執行官事務員のコンピューターで処理することができ、モバイル機器(携帯電話)で処理することができる事務も相当多い。「執行官統合システム」は 「執行官管理監督システム」と「電子訴訟システム」とも連携されており、「電子情報システム」を通して法院外部の「銀行システム」とも連携されている。

**Ⅲ　執行官の主要な職務**

**１　執行官の職務の類型**

執行官は地方法院に所属し法律で定めるところに従い裁判の執行、書類の送達、その他法令による事務に従事する(法院組織法第55条第1項及び第2項、執行官法第2条)。執行官法は、執行官の職務ないし事務を、当事者の委任による事務(執行官法第5条)と法令又は法院・検事の命令による事務(執行官法第6条)[[1]](#footnote-1)に区分している。

|  |  |
| --- | --- |
| 民事執行に関する事務 | 当事者の委任(執行申立て)による事務 |
| 執行法院の職務命令による事務 |
| 執行法院の任命による事務 |
| 特別法上の事務 | 債務者回生及び破産に関する法律の規定による事務 |
| 刑事訴訟法の規定による事務(罰金等の裁判の執行) |
| その他の主要な事務 | 送達事務 |
| 拒絶証書の作成事務 |

法院行政処が2004年発刊した「執行官実務便覧」は執行官の職務に関する根拠法令及び事務の性質を中心に①民事執行に関する事務、②特別法上の事務、③その他主要な事務に分けて説明している。執行官の民事執行に関する事務は ㉮当事者の委任(執行申立て)による事務、㉯執行法院の職務命令による事務、㉰執行法院の任命による事務に分けられる。ここでは、執行官事務のうち最も大きな比重を有する㉮当事者の委任(執行申立て)による事務、㉯執行法院の職務命令による事務のうち代表的事務と送達事務に関してみてみることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 動産に対する強制執行及び担保権実行 | ① 有体動産に対する強制執行及び担保権実行競売  ② 動産として取り扱われる財産(その他財産権)に対する強制執行及び担保権実行  ③ 動産に対する‘動産担保権’実行 |
| 一定の債権及びその他の財産権に対する強制執行 | ① 回収困難な財産権の現金化  ② 裏書禁止有価証券の差押え(占有)  ③ 有体物の明渡請求権・管理移転請求権に対する強制執行 |
| 有体物明渡請求権の強制執行 | ① 有体動産の明渡執行  ② 幼児**(幼兒)の引き渡し執行**  ③ 不動産・船舶の明渡執行 |
| 各種 明渡命令・執行命令の執行 | ① 売却不動産に対する明渡命令の執行  ② 売却目的不動産に対する侵害防止のための保全処分としての執行官保管命令の執行  ③ 浅薄․航空機に対する執行にあって船舶国籍証書·航空機登録証明書明渡命令の執行  ④ 自動車․建設機械に対する執行にあって明渡命令の執行  ⑤ 有体動産に対する執行における第三者に対する差押え物明渡命令の執行 |
| 代替執行の作為実施 | ①建物の収去執行  ②樹木の収去執行 |
| 保全処分の執行事務 | ① 有体動産、 その他の財産権に対する仮差押えの執行  ② 占有移転禁止仮処分、 工事禁止仮処分等の執行  ③ 各種断行仮処分の執行 |

**[当事者の委任(執行申立て)による事務]**

**[執行法院の職務命令による事務]**

|  |
| --- |
| ① 競売不動産**․船舶の売却実施**  ② 競売․強制管理 不動産**․船舶に対する現況調査**  ③ 未登記競売建物に対する調査  ④ 競売船舶․航空機の船舶国籍証書․航空機登録証明書の受け取り․提出命令による事務  ⑤ 競売自動車の移動命令․明渡命令による事務 |

|  |
| --- |
| ① 不動産　強制管理における 管理人としての任命による事務  ② 不動産競売における不動産管理命令の管理人としての任命による事務  ③ 不動産仮差押えにおける不動産収益権強制管理の管理人として任命されたことによる事務  ④ 船舶競売における監修保存命令における監修保存人として任命されたことによる事務等 |

**[執行法院の任命による事務]**

**2　有体動産執行**

有体動産を目的としてする強制執行(強制競売)と 担保権実行のための競売は差押え→売却→ 換価→配当等の手続きを踏んで進行する(民事執行法第188条ないし第222条及び第271条)。有体動産売却の公告は大法院が運営する「法院競売情報」ウェブサイト([www.courtauction.go.kr](http://www.courtauction.go.kr))を通して行われている。有体動産執行の申立て件数は以下の通りである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 韓　国 | 日　本 |
| 2012年 | 142,489 | 35,292 |
| 2013年 | 140,150 | 25,375 |
| 2014年 | 120,985 | 23,841 |
| 2015年 | 112,867 | 25,256 |
| 2016年 | 103,429 | 25,356 |
| 2017年 | 95,162 | 24,507 |
| 2018年 | 95,078 | 20,337 |
| 2019年 | 90,407 | 18,502 |
| 2020年 | 76,963 | 13,868 |
| 2021年 | 68,394 | 13,642 |
| 2022年 | 미확인 | 미확인 |
| 2023年 | 미확인 | 미확인 |

**3　幼児の引き渡し執行**

意思能力のない幼児(幼兒) 引渡請求権の執行は原則として家事訴訟法または民事執行法によ

る間接強制によらねばならず、 例外的にのみ民事執行法により直接強制が許容されている。

イ　家事訴訟法の規定 : 間接強制

家事訴訟法第64条第1項は幼児(幼兒)の引渡義務を履行しなければならない者が正当な理由なくその義務を履行しない時には家庭法院が当事者の申立てにより一定期間内にその義務の履行を命じる履行命令制度を規定しており、第67条はその履行命令に応じない者に対して1000万KRW以下の過怠料に処することができるように規定しており、第68条第1項第2号はその過怠料処分を受けながらも30日以内に正当な理由なくその義務を履行しないものを30日の範囲内でその義務を履行するときまで拘置に処することができるように規定するなど一種の間接強制を認めている。

上記規定等は明渡の対象である幼児に意思能力があるか否かに拘らず適用することができる。

ロ　意思能力がない場合 : 間接強制の原則と直接強制の例外

意思能力がない幼児に対する家事訴訟法による間接強制は広く活用されているものの、民事執行法による直接強制も可能である。しかし、幼児の引渡請求権執行のために直接強制を行使することは幼児に対して望ましくない結果をもたらすので、原則としては家事訴訟法による間接強制により、間接強制だけでは実効性がない場合や緊急な事情があるときに限って、例外的に民事執行法による直接強制が許容されている。

ハ　意思能力がある場合: 両法による間接強制の併存(直接強制不可能)

意思能力がある幼児(子女)の場合にはその幼児(子女)自身が引渡を拒否するときには直接強制の方法で執行をすることはできない(82-1)。したがって、債務者に対して、意思能力がある幼児(子女)を引き渡すことを妨害しないよう、不作為債務の執行（間接強制）だけが許容されているとみるのが一般的である。しかし、意思能力ある幼児(子女)の引渡を目的とする債務は債務者の外に幼児(子女)の協力を要するので債務者がその意思だけですることはできない債務として間接強制も許容されるのが難しい場合があり得、このような場合にも債務者が債権者の幼児(子女) 引渡を妨害しない等 それができるように努力をすべてしても幼児(子女)が協力を拒否する場合にだけ間接強制が排除される。

ニ　ハーグ国際児童奪取協約による児童返還請求事件の執行に関する規定(재특 2024-1)の制定

現在、ハーグ国際児童奪取協定履行に関する法律は児童返還時の執行手続き等に対する規定がなく、ハーグ条約による児童返還請求事件の執行は民事執行法の有体動産に対する強制執行手続(民事執行法第257条)に依るほかない。

しかし、幼児引渡を命じる裁判の執行手続き(재특 82-1)は「幼児が意思能力がある場合、幼児自身が引渡を拒否するときには執行をすることができない」と規定しており、ハーグ条約による児童返還請求事件の執行には適合しない面もある。ハーグ条約による児童返還請求事件は16歳未満の児童を対象としており、 不法な移動や誘致日から1年が経過する場合を請求棄却事由と規定して奪取された児童の迅速な返還を通して児童の権益保護に寄与することを目的としてするなど、国内児童引渡事件とは 相違点があるからである。

これについて大法院は2024年1月10日ハーグ国際児童奪取条約による児童返還請求事件の執行に関する例規(재특 2024-1)を制定した。この例規は2024年4月 1日から施行され(付則第1条)、 この例規施行当時執行が係属中の事件にも適用される(付則 第2条)。

4　不動産明渡執行

執行官は債務者が不動産や船舶を明渡しなければならない場合債務者から占有をはく奪し債権者に引き渡さなければならない(民事執行法第258条第1項)。不動産明渡執行にあっては韓国民事執行法は明渡催告制度を導入しておらず、実務では通算２週目程度の期間を定めて自発的に明渡しすることを催告している。法的根拠がないこの催告には、いかなる法的効力も認められないので、明渡催告を受ける債務者が占有者を変更するなどの方法で執行を妨害したり債権者に引っ越し費用等の金銭を要求する場合が少なくない。債務者が占有者を変更(交代・追加)する場合には承継執行文の付与を受け執行をするほかない。したがって債務者が連続的に占有者を交代する場合には明渡請求権の実現が不可能になったり遅延したりするので、その弊害がとても深刻である。民事執行法第5条第2項は「債務者が執行に抵抗する場合執行官は警察または国軍の援助を受けることができる」と規定しており、 執行官法第17条第2項は 「民事執行法第5条第2項により執行官の援助要請を受けた警察はこれに応じなければならない」と規定している。 しかし、警察はいわゆる民事問題不介入原則というものを掲げ、援助要請に応じ出動はするとしても債務者の抵抗を排除しないでいる。 事情がこういうことであるから、債務者が組織的・暴力的に抵抗する場合には債権者の費用でその抵抗を排除するために人力(通常は警備労務者という)を動員するほかないが、 抵抗の規模や強度に比例して債務者は相当な執行費用を負担することになる。 警察援助の形骸化とそれによる不完全な国家救助(強制執行)による弊害がやはりとても深刻である。大法院は、裁判例規第1773号(不動産等の明渡執行手続き等における業務処理指針)を制定して、 執行官は不動産明渡・動産引渡、不動産占有移転禁止の仮処分等の執行を行うにあたり、 債務者・占有者及びその同居人等の人権を尊重し、児童·老弱者·障碍者·妊婦·重患者等その執行により人権侵害を受ける可能性が大きい者に対してその特性に応じて細心の配慮等をしなければならないとしている(2021年4月1日施行)。

不動産明渡執行の申立て件数は以下の通り。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 韓　国 | 日　本 |
| 2012年 | 34、500 | 25、354 |
| 2013年 | 37、760 | 24、554 |
| 2014年 | 36、947 | 22、878 |
| 2015年 | 29、509 | 22、020 |
| 2016年 | 21、741 | 21、866 |
| 2017年 | 16、595 | 22、749 |
| 2018年 | 16、053 | 22、922 |
| 2019年 | 17、345 | 23、712 |
| 2020年 | 18、289 | 23、344 |
| 2021年 | 16、987 | 24、036 |
| 2022年 | 未確認 | 未確認 |
| 2023年 | 未確認 | 未確認 |

**5　不動産現況調査**

執行官は法院の現況調査命令(民事執行法第85条等)により現況調査を行う。不動産現況調査件数は以下の通り。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 韓　国 | 日　本 |
| 2012年 | 91,774 | 38,682 |
| 2013年 | 92,107 | 33,514 |
| 2014年 | 78,683 | 27,675 |
| 2015年 | 67,316 | 25,269 |
| 2016年 | 60,586 | 23,124 |
| 2017年 | 57,804 | 21,423 |
| 2018年 | 59,444 | 20,942 |
| 2019年 | 70,459 | 20,503 |
| 2020年 | 63,944 | 17,228 |
| 2021年 | 54,520 | 15,988 |
| 2022年 | 54,258 | 未確認 |
| 2023年 | 70,795 | 未確認 |

**6　不動産売却**

不動産の売却は許可競売、期間入札、 期日入札の３つの方法により行うことができる（民事執行法第103条)。現在すべての法院では期日入札の方法で不動産を売却している。

不動産売却件数は以下の通り[[2]](#footnote-2)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 韓　国 | 日　本 |
| 2012年 | 118,015 | 51,858 |
| 2013年 | 119,166 | 42,366 |
| 2014年 | 105,571 | 34,723 |
| 2015年 | 96,395 | 30,496 |
| 2016年 | 87,249 | 27,301 |
| 2017年 | 85,764 | 24,316 |
| 2018年 | 90,927 | 23,385 |
| 2019年 | 104,417 | 22,903 |
| 2020年 | 92,781 | 20,839 |
| 2021年 | 78,883 | 18,287 |
| 2022年 | 77,459 | 未確認 |
| 2023年 | 101,147 | 未確認 |

**7　執行官送達**

訴状等書類の送達実施は①郵便または②執行官によるか、③大法院規則が定めるところによりしなければならない(民事訴訟法第176条)。したがって、原則的には送達実施機関は郵便配達員と執行官である。しかし、例外的に大法院規則が定めるところにより弁護士(民事訴訟規則第47条、弁護士間の送達)または法院事務官等(民事訴訟法第177条)や法院警衛(方針組織法第64条)が送達実施機関となる場合がある。執行官による送達の場合、法院事務官等は当事者から送達手数料等の費用(執行官手数料規則第25条第1項)の予納を受けなければならない(執行官法第19条第1項)。執行官が送達を実施するも受領人不在または閉門不在で送達不能となった場合には全3回まで送達を実施する。実務では郵便(郵便配達員)による送達ができない場合、当事者が執行官による送達を申立てをすることが多く、執行官による送達でも送達ができないと、法院事務官等は職権でまたは当事者の申立てにより公示送達の方法で送達をすることができる。執行官による送達件数は以下の通りである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 韓　国 | 日　本 |
| 2012年 | 820,560 | 3,032 |
| 2013年 | 891,452 | 2,676 |
| 2014年 | 904,556 | 2,252 |
| 2015年 | 921,843 | 2,391 |
| 2016年 | 1,126,844 | 2,190 |
| 2017年 | 1,239,812 | 2,299 |
| 2018年 | 1,164,952 | 2,207 |
| 2019年 | 1,146,992 | 1,904 |
| 2020年 | 1,111,130 | 1,895 |
| 2021年 | 1,104,513 | 1,660 |
| 2022年 | 1,414,997 | 未確認 |
| 2023年 | 1,594,858 | 未確認 |

**Ⅳ　不動産明渡執行制度の正常な機能のための提言**

首都圏のどの執行官が抵抗は送達をするときでもあり、有体動産執行をするときもあるが、不動産明渡執行をするときが、もっともひどい。不動産明渡執行現場の抵抗強度は「一般人の想像を超越する場合がある」と不満をもらしている。韓国の執行官所管業務のうちでもっとも論議が多くされているのがまさに不動産明渡執行である。韓国の執行官制度と不動産明渡執行実務がより一層発展することができるように次のような措置ないし改善が必須だと考える。

**１　暴力的な抵抗が犯罪ではないという認識を正す**

不動産明渡執行現場で債務者側が組織的・暴力的に抵抗したり、執行を妨害する場合がしば

しばある。特に大規模再建築・再開発現場がそうである。強制執行の妨害はそれ自体がすでに犯罪行為である。債務者等の権利と自由は当然に保護され保障されなければならないが、

暴力的に抵抗する債務者等は公務執行妨害罪等の犯罪者として現行犯逮捕等の対象となる。 これからは言論（マスコミ）も政治家らも 温情主義的ポピュリズム的偏向でから脱皮し強制執行の妨害が犯罪行であると積極的に報道して一部国民(債務者)等に周知しなければならない。司法当局ももう少し厳正に対処する必要があり、 学会も海外の立法例等を参考にして適切な対策を提示しなければならない。義務履行ないし権利実現に対する信頼が低下すればするほど法の支配は適正に作動せず力による支配が横行することになる。法原則の遵守は馬鹿げており法原則の無視が上策であるという誤った認識が拡散されるのを遮断しなければならない。

**２　法院強制執行現場警察措置マニュアルの改正 (民事問題不介入原則の放棄)**

執行官が警察に援助要請をすると警察は形式的にのみ援助をしていた。一旦出動はするも

秩序維持と犯罪予防等の活動のみ行い、抵抗は排除・制圧しない。警察庁が作成・運用している法院強制執行現場における警察措置マニュアルは、警察は民事問題に介入できず、民事執行は民事問題であるため刑事事件化するときまで介入してはならない(すなわち、出動はするものの抵抗は排除しない)といういわゆる民事不介入原則というものを堅持している。 そういうわけで、債権者は自自身の費用で労務者を雇い、執行官はその労務者を 地方法院長の承認を受け自身の補助者と見做し、有形力を行使する実務が定着した。これは正常な国家救済の様相ではないことは言うまでもない。警察が抵抗排除に積極的に乗り出せば抵抗を排除するために債権者がその多くの時間と費用をかけることなく、法の軽視、集団で無理を通す風潮とモラルハザード道徳的緩み(moral hazard)がこれほど深刻ではなかった。一日でも早く形骸化された警察原則を正常化させ法治主義と国家救済(強制執行)が適正に作動するようにしなければならない。このためには行政代執行の場合のように民事執行の場合にも警察が抵抗を排除しなければならないものとし、すなわち、民事問題不介入原則を放棄し警察マニュアル改正しなければならない。

また、国家に対する債務名義の実現に助力する義務を付加し、その助力を拒絶するするときには損害賠償請求をできるようにする法律改正を新設する法案、法院と警察長が相互協議して警察援助に関する共通の指針を準備する方案なども考える必要がある。

**3　債務者を特定せずに仮処分・執行文、明渡催告に関する立法**

不動産明渡執行をする段階で占有者を交代する方法としてその執行を回避しようとする場合が少なくない。不動産占有移転禁止の仮処分を執行する段階でも同様である。占有者交代による執行妨害を遮断することができる制度の導入が急がれる。➀本案の原告による債務者不特定占有移転禁止仮処分制度の導入、➁ 競売手続の譲受人による債務者不特定保全処分制度の導入、➂債務者不特定執行文制度の導入도입、 ➃明渡催告の明文化と執行力の確定・強化等のための立法が一日でも早くなされなければならない。2003年に改正された日本の民事執行法・民事保全法(2004年4月1日시행)等が参考となる。

**4　関連法令整備と制度改善**

不動産明渡執行制度が実効的に機能·作動するためには次のような法令整備や制度改善等も要請される。まず、強制執行以前の段階で法万能主義、行政便宜主義的対処を控え、問題や紛争の発生を最小化する必要がある。都市及び住居環境整備法による整備事業(住居環境改善事業、再開発事業、再建築事業等)の施工者、都市開発法による都市開発事業の施工者は土地等所有者の財産権を保存し、賃借人等の住居安全等を反故するため関連法令を遵守しなければならないだけでなく、土地等所有者や賃借人等の意見が十分に反映されてかれらの権益が不当に侵害されることがないように各手続きを案内し進行しなければならない。法万能主義ないし行政便宜主義的な事業施工により土地等所有者や賃借人等の意見を反映し権益侵害を防止できる手続きの案内と配慮が不足して、それによりその事業区域内での明渡執行がそのくらいもっと強力な抵抗に直面するようになる指摘を傾聴する必要がある。?

つぎに 強制執行段階で警察援助が実効的になるようにし、人権侵害や苛酷執行にならないようにしなければならない。前述 Ⅲ-4でみたように、大法院は裁判例規 第1773号(不動産等の明渡執行手続等における業務処理指針)の制定は遅れた感はあるが、とても時宜適切であるといえる。さらに、強制執行以後の段階で債務者の生活保護のため社会政策的・社会保障的措置を講究する必要がある。これは基本的に行政部の役割であるため、このような措置を樹立施行するためには法院と関連行政部や地方自治団体が緊密に協力関係を構築しなければならない。

**Ⅴ　執行官を試験で選抜する制度の導入**

執行官制度に対しては任用方法の閉塞性と高収入が問題だとの指摘等がなされてきた。現状況で執行官が収入がとても高いとの指摘に対しては議論の余地がある。しかし、任用方法を改善する必要があるとの指摘について反論するのは難しい。多様な意見を収斂させ執行官法を改正することも望まれる。執行官を試験で選抜し受験資格を拡大しなければならないとの主張を提唱する執行官法改正法律案が2021年発議によると、これを補完する新たな法律案も早晩成立するものと思われる。法院・検察出身の公務員はもちろん執行官の事務と関連がある職域の経歴者にも受験資格を付与し、任期延長を可能とし、定年を延長すること等が主要な骨子となろう。

**Ⅵ　おわりに**

民事執行法は学問的論議が実務のため検証され、実務上問題点が学問的検討のためにfeed-backされ、学問と実務が融合される分野である。このような重要な民事執行法であるが、我が国の場合その研究者が多くはない。民事訴訟法とあまりにも近いものの民事訴訟法学者の間で民事執行法に関心を持つ者は稀な方である。当為的には近くにいなければ 함에도、現実的にはとても離れている民事執行法を考えると心穏やかではない。しかし、世相がどうあれ民事執行法は依然として民事執行法である。民事執行法を自然に研究して教えることは学者としての幸せ(洪福)である。 ただし、このような学者の楽しみは起きており、 表面化した熾烈な구도(求道)の 姿勢から可能であるものと思われ、常に緊張しながら注意を反芻する。広く習い、意味を深めること、切に尋ね近くに考えること(博學而篤志、 切問而近思)をおろそかにしないことを念押しする。上記は金弘燁法務法人法敎代表弁護士(前成均館大学校法学専門大学院教授)が執筆した民事執行法のはしがき (第3版)の一部である。民事執行分野 その中でも最も端にある執行官制度と執行官所管業務に関する実務者としての所見をこの文章で締めくくろうと思う。願わくば、韓国執行官制度の実態、課題及び改善方案に関して発表者の管見が、日本と韓国の学者と実務家に、両国の民事執行に関する論議をもっと活性化して制度を改善するにあたり少しでも助けになればという思いで一杯である。

以上

1. [↑](#footnote-ref-1)
2. [↑](#footnote-ref-2)